

2 基本計画

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てていく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育てていきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないのでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていきたいと思えます。

「学び」と「遊び」の充実、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること(＝自立)と人と人のつながりを育むこと(＝共生)の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

教育基本法には、家庭教育の役割として、保護者が子どもたちの教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子

育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められていると言えます。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。このように、学校教育や社会教育として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、こうした環境づくりを通じて、家庭の教育力の充実に支援していくことが必要です。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本理念を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定するとともに、この基本目標に沿って基本方針を設定し、寒川町教育委員会の基本計画を策定しました。

(1) 基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と
共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～

学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな心身）
の調和のとれた生きる力を育む

家庭教育

心をこめて時間をかけて
子育てを通して自分も育つ

社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現
のための支援をする

地域

人づくり

『学び』と『遊び』
を通じた人格の形
成

絆づくり

『学び』と『遊び』
を通じた人と人との
つながり

まちづくり

『学び』と『遊び』
を通じた住民の主
体的参画による地
域課題解決

『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

(2) 基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、2つの側面から基本目標を定めます。

【不易】 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

(3) 基本方針【8つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点と共に、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。

学校教育

不易(時代を超えてめざすべきこと)

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にすることを進めます。

③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

流行(時代にに応じてめざすべきこと)

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

情報モラルを含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達できる力を育む教育を進めます。

- ◆ 個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備
- ◆ 外国語教育の推進及び指導体制の充実
- ◆ 安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備
- ◆ GIGAスクール構想の実現
- ◆ 教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」の3点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組めます。

社会教育

⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実を図ります。

⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するために、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

- ◆ 多様な主体との連携及び支援
- ◆ 町長部局との連携
- ◆ 文化財学習センターの活用
- ◆ 公民館活動の充実
- ◆ 図書館活動の充実

(4) 計画体系

「よく学び」「よく遊び」「よく生きる」～自立と共生をめざして～

基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】情報技術の急速な進展への対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

町民が地域で学び、その成果がひとつづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

前期実施計画

基本方針

重点施策6(☆)・主な施策22

主な取組20

I 学校教育

1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

- ⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着
- ⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実
- ⑨ 小学校高学年における教科担任制の推進
- ⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用
- ⑪ 読書活動の推進

5 教職員の資質向上事業

4 少人数教育推進事業

3 教育活動充実事業

5 教職員の資質向上事業(再掲)

3 教育活動充実事業(再掲)

2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

- ⑫ 体験活動の充実
- ⑬ 道徳教育の推進
- ⑭ いじめ防止と人権教育の推進
- ⑮ 不登校児童生徒への支援の充実

2 豊かな心・文化育成事業

2 豊かな心・文化育成事業(再掲)

5 教職員の資質向上事業(再掲)

7 教育相談事業

7 教育相談事業(再掲)

3 心身共に健やかな児童生徒の育成

- ☆ ③ 学校給食センター整備事業
- ⑯ 体力の向上
- ⑰ 学校給食・食育の充実

8 学校給食センター整備事業

2 豊かな心・文化育成事業(再掲)

8 学校給食センター整備事業(再掲)

4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

- ☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業

6 小・中学校グローバル教育推進事業

5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

- ☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)

6 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)

各基本方針に関わるもの

- ☆ ② 教職員の資質向上事業
- ⑱ 地域との連携
- ⑲ 支援教育の推進
- ⑳ 教職員の指導力と学校力の向上
- ㉑ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備
- ㉒ 防災教育の推進
- ㉓ 学校施設の維持・管理
- ㉔ 安全教育の推進

5 教職員の資質向上事業(再掲)

5 教職員の資質向上事業(再掲)

1 特別支援教育推進事業

7 教育相談事業(再掲)

5 教職員の資質向上事業(再掲)

2 豊かな心・文化育成事業(再掲)

3 教育活動充実事業(再掲)

3 教育活動充実事業(再掲)

9 学校施設の維持管理

3 教育活動充実事業(再掲)

II 社会教育

6 社会の持続的発展のための学びの推進

- ☆ ④ 公民館運営事業
- ㉖ 公民館活動の充実
- ☆ ⑤ 総合図書館運営事業
- ㉗ 図書館活動の充実

11 現代的・地域的課題に関する講座等の開催

12 ボランティア等と連携・協働する講座等の開催

13 公民館サークルの育成・支援

14 だがしや楽校の開催

15 図書館ボランティアの育成

16 団体貸し出し事業、学校図書室との連携

17 地域の多様な主体との連携・協働

18 図書館講座の開催

- ㉘ 社会教育関係団体の支援

10 社会教育関係団体活動支援事業

- ㉙ 社会教育施設の維持管理

20 社会教育施設の維持管理

7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

- ☆ ④ 公民館運営事業(再掲)
- ㉖ 公民館活動の充実(再掲)
- ☆ ⑤ 総合図書館運営事業(再掲)
- ㉗ 図書館活動の充実(再掲)

11 現代的・地域的課題に関する講座等の開催(再掲)

12 ボランティア等と連携・協働する講座等の開催(再掲)

13 公民館サークルの育成・支援(再掲)

14 だがしや楽校の開催(再掲)

15 図書館ボランティアの育成(再掲)

16 団体貸し出し事業、学校図書室との連携(再掲)

17 地域の多様な主体との連携・協働(再掲)

18 図書館講座の開催(再掲)

8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

- ☆ ⑥ 文化財保護事業
- ㉚ 文化財学習センターの活用

19 文化財学習センター事業